



		第一項第二号の報告をするときは、報告書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
		一 新たに構成員となつた者がある場合にあってはその氏名（法人にあつてはその法人の名称）
	二 変更後の構成員の構成割合 (不正受験者の処分の報告)	十六第二項の規定により法第百三十二条の五十九第一項（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の職権を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
	一 処分の内容及び年月日	二 不正行為に關係ある者の現住所、氏名及び生年月日
	三 不正行為のあった試験の種別及び年月日	三 不正行為のあった試験の種別及び年月日
	四 不正行為の内容	四 不正行為の内容

		第五条 指定試験機関は、法第百三十二条の五十六第二項の規定により法第百三十二条の五十九第一項（法第百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の職権を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
		第六条 指定試験機関は、法第百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
	一 休止又は廃止しようとする試験事務に関する業務の範囲	二 休止し、又は廃止しようとする日
	二 休止し、又は廃止しようとする理由	三 休止しようとする場合にあつては、その期間
	四 休止又は廃止の理由 (指定試験機関の試験事務等の国土交通大臣への引継ぎ)	四 休止又は廃止の理由 (指定試験機関の試験事務等の国土交通大臣への引継ぎ)

		第七条 国土交通大臣は、法第百三十二条の六十七第一項の規定により試験事務を行うこととされた場合は、速やかに試験事務の実施のために必要な書類（同項第一号又は第三号に掲げる場合において試験事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を国土交通大臣に提出しなければならない。
	二	第八条 国土交通大臣は、法第百三十二条の六十七第一項の規定により試験事務を行うこととするときは、当該試験事務を開始する日を官報で公示するものとする。
	三	第九条 指定試験機関は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に掲げる日前に受け付けた申請に係る試験（第一号又は第三号に掲げる場合において、試験事務に関する業務の一部を休止し、又は停止するときは、当該休止又は停止に係るものに限る。）を同日前に開始していなきときは、当該申請に係る申請書及びその添付書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（申請者からの申出があつ
	四	第十条 第二号の規定により試験事務を行うこととするときは、当該試験事務を開始する日を官報で公示するものとする。

## 附 則

この省令は、航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）附則第一条第四号

た場合に限る。）並びに手数料を、速やかに申請者に返還しなければならない。

一 法第百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の許可を受け、当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合、当該業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日

に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月五日）から施行する。